

「(仮称) 姫路市総合福祉会館」に係る協議内容

1. 申出の内容

計画の名称	(仮称) 姫路市総合福祉会館	
行為の場所	姫路市安田三丁目1番地	
申出者	住所	姫路市安田四丁目1番地
	氏名	姫路市長 石見 利勝
代理者	住所	姫路市安田四丁目100
	氏名	株式会社 二神建築事務所 代表取締役 川嶋 文代
設計者	住所	姫路市安田四丁目100
	氏名	株式会社 二神建築事務所 代表取締役 川嶋 文代
都市計画の地域地区等	(用途地域) 商業地域 (その他) 準防火地域、駐車場整備地区 (基準容積率) 400% (基準建ぺい率) 90%	
景観計画の区域区分	駅南大路地区	
行為の期間	(着手予定日) 平成29年8月1日 (完了予定日) 平成31年1月31日	
行為の概要	種類	建築物
	用途	事務所
	行為区分	新築
	敷地面積	1,119.65 m ²
	建築面積	973.25 m ²
	延べ面積	4,852.76 m ²
	階数	地上5階
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
	高さ	25.2m
	仕上材料	(外壁等) ①石器質無釉タイル ②カーテンウォール ③御影石 (屋根) ④防水押えコンクリート
	色彩	(外壁等) 色相 2.5Y 明度 7.5 彩度 1.0 (①) 色相 10YR 明度 7.0 彩度 1.0 (②) 色相 N 明度 5.0 彩度 — (③) (屋根) 色相 N 明度 7.0 彩度 — (④)
屋外広告物	建物銘板 ステンレス製 箱文字 (照明なし) W6.5m×H0.8m ステンレス製 箱文字 (照明なし) W3.6m×H0.4m 懸垂幕 ステンレス製 W1.3m×H10.5m×2基 掲示板 外壁埋込み型 W2.0m×H1.3m	

(昼間)



完成予想図

(夜間)



※この完成予想図は、協議の参考とするためデザイン事前協議申出書に添付されたイメージパースであり、確定した図面ではありません。

2. 協議の経過及び内容

- (1) デザイン事前協議の申出年月日
平成29年4月7日
- (2) 景観・広告物審議会デザイン部会の開催年月日
平成29年5月11日
- (3) 市の意見書の送達年月日及び内容
平成29年5月31日

〔市の意見〕

① 外壁の色彩について

外壁の石器質無釉タイルの色彩については、周辺景観や建物全体との調和に配慮するとともに、焼きムラにより生じる色彩についてマンセル値で示して下さい。

② ガラスのカーテンウォールについて

ガラスのカーテンウォールは外から内部の様子が見えるため、屋内の照明や広告物等によって建物全体のイメージを損なわないよう運用に配慮するとともに、ガラスの色についても街路樹や建物全体との調和に配慮して下さい。

③ 植栽について

樹種の選定にあたっては、建物との調和及び管理のしやすさに留意するとともに、低木による植栽だけでなく中木を植えるなど立体的な植栽となるよう工夫し、潤いのある沿道景観の演出に配慮して下さい。

④ 懸垂幕について

懸垂幕については、交差点部に近く、歩行者等からの視認性が高いため、必要性を検証するとともに、設置位置、大きさについて周辺景観との調和に配慮して下さい。

⑤ 北側敷地境界のフェンス等について

連続性のある沿道景観の形成を図るため、隣地との敷地境界のフェンス等については、設置位置、高さ、色彩において連続感を遮断しないよう配慮して下さい。

- (4) 事業者からの回答書の提出年月日及び内容
平成29年6月23日

〔意見書に記載された事項に対する回答〕

① 外壁の色彩について

サンプルを作成し計測した結果、外壁タイルのマンセル値は2.5Y7.4/1.9と2.7Y7.4/2.2となります。これらのタイルを使用し、周辺景観や建物全体との調和に配慮します。

② ガラスのカーテンウォールについて

過度に明るい屋内照明や内貼広告物などによって建物全体のイメージを損なわないよう入居団体に指導します。また、カーテンウォールのガラスの色についても、遮光・遮熱等の機能を確保しつつ、街路樹や建物全体との調和に配慮します。

③ 植栽について

樹種の選定にあたっては、建物との調和や管理のしやすさに留意するとともに、低木、中木を立体的に配置し、潤いのある沿道景観の演出に配慮します。

④ 懸垂幕について

懸垂幕は、市政や市民啓発等に関する情報を発信するものとして必要と考えています。設置場所については歩行者等からの視認性を考慮し、計画通りの場所としますが、高さや大きさについては周辺景観との調和に配慮します。

⑤ 北側敷地境界のフェンス等について

建物と前面道路との間はフェンスを設けず縁石のみとします。また、使用するフェンスは、メッシュ仕様とし、高さを抑え、濃色系の色彩とするなど沿道景観の連続性を遮断しないように配慮します。

(5) 協議の終了年月日及び協議結果通知書の内容

平成29年6月28日

〔協議結果〕

① 外壁の色彩について

外壁の石器質無釉タイルの焼きムラにより生じる色彩については、申出書の内容と合わせるようサンプルを作成した上でマンセル値が示されるなど、周辺景観や建物全体との調和に配慮することが示された。

② ガラスのカーテンウォールについて

建物全体のイメージを損なわないよう入居団体に指導するなど運用に配慮するとともに、ガラスの色についても街路樹や建物全体との調和に配慮することが示された。

③ 植栽について

樹種の選定にあたっては、建物との調和及び管理のしやすさに留意するとともに、潤いのある沿道景観を演出するために、低木や中木を立体的に植栽するなどの工夫が示された。

④ 懸垂幕について

懸垂幕の必要性が検証された上で、高さや大きさについて周辺景観との調和に配慮することが示された。

⑤ 北側敷地境界のフェンス等について

建物と前面道路との間はフェンスを設けず縁石のみとするなど、沿道景観の連続性を遮断しないよう配慮が示された。